

(公印・契印省略)

統計委第2号
令和4年1月26日

総務大臣
金子恭之殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第159号の答申
労働力調査の変更について

本委員会は、諮問第159号による労働力調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和4年1月6日付け総統労第3号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について(申請)」(以下「本申請」という。)について審議した結果、以下のとおり、統計法(平成19年法律第53号)第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「労働力調査」(基幹統計調査。以下「本調査」という。)の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

○ 報告者の選定方法の変更

本申請では、標本調査区ごとに選定する世帯の基本となる数(以下「基本数」という。)^(注1)について、令和5年5月に実施する調査から、標本調査区の交代の都度、順次15から16に変更する計画である。

これについては、1世帯当たりの15歳以上の平均世帯人員の減少という構造的変化を踏まえた対応であり、調査対象となる世帯を、調査計画上の約4万世帯^(注2)に近づけ、ひいては、世帯員約11万人(15歳以上の世帯員約10万人)の報告を確保することで結果精度の維持を図りつつ、調査員及び報告者双方における負担増を最小限に抑制するものであることから、適当である。

(注1) 基本数は、標本調査区内で選定した世帯が全て二人以上の世帯であると仮定した換算数であり、標本調査区で選定する世帯数の上限を示すものではない。したがって、標本調査区ごとに選定される世帯数は、世帯人員の状況によって変動し、単身世帯が多い標本調査区にあっては、基本数を超えて選定される。

(注2) 本調査では、毎月、標本調査区と対象世帯を順次交代するとともに、前記注1のとおり、標本調査区ごとに選定される世帯数が一定ではないことから、実際に調査票を配布する世帯数は、常に変動する。そのため、本調査

における計画上の世帯数については、従前から「15歳以上の世帯人員約10万人の情報を得るために必要と想定される目標世帯数であって、選定された世帯が全て二人以上の世帯であると仮定した換算数」として表している。

2 今後の課題

1 世帯当たりの15歳以上の平均世帯人員の減少傾向を踏まえると、基本数について、今後更なる変更が必要になることが想定される。

については、5年ごとに行われる国勢調査の結果等を踏まえ、基本数の変更の必要性など、本調査の標本設計の見直しの要否について定期的に検討し、必要に応じて統計委員会に報告すること。